

AOTS 日本語教育センター日本語教育課程等の実施規則（学則）

令和 8 年 3 月 26 日

AOTS 25-03-120

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）（以下、協会という）が設置する「AOTS 日本語教育センター」が実施する日本語研修について、その実施規則を以下のとおり定める。なお、以下の「特別の日本語教育課程」は、認定日本語教育機関認定基準第 23 条に基づき実施するものである。

1. 総則

（名称）

1) 本機関は AOTS 日本語教育センターと称する。

（主たる事務所の所在地）

2) 本機関の主たる事務所は東京都足立区千住東 1-30-1 に置く。

2. 認定日本語教育課程

1) 教育課程及び授業日時数に関する事項

設置する日本語教育課程について、分野、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」の尺度で示された日本語能力）、授業科目、授業日数、授業時数は以下のとおりとする。

日本語教育課程	仕事のための日本語課程
分野	就労のための課程
日本語能力目標	B1
授業科目	総合会話、読み書き、文字表記
授業日数	141日
授業時数	723時間

2) 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

（修業期間）

（1）修業期間は6か月とする。

（学期（実施時期））

（2）実施時期は4月～9月及び10月～3月とする。

（授業を行わない日）

（3）授業を行わない日は、原則として日曜日、年末年始休業日（12月29日～翌年1月3日まで）とする。

（4）校長が必要と認めたときは前項の対象日を臨時に変更することができる。また、前項に定める日のほか、校長は別途、授業を行わない日を定めることができる。

3) 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

（学習の評価）

(1) 学習の評価は小テスト等による形成的評価、各レベル終了時に科目ごとに行うパフォーマンス試験、筆記試験、提出された課題等による総括的評価を行う他、自律学習能力を養成するための自己評価を行う。また、設定した評価の内容、基準等は事前に教員・学習者と共有する。

(修了の要件)

(2) 修了の要件は出席率 2/3 以上且つ全ての科目で C 以上の評定の成績を得ていることとする。ただし、成績は課程終了時に各科目 A、B、C、D、F の 5 段階で評価する。各評定の基準は、100～90 点 =A、89～75 点=B、74～60 点=C、59～45 点=D、44 点以下を F とする。

4) 収容定員に関する事項

(収容定員)

(1) 収容定員は 158 名とする。

(クラスの人数)

(2) 1 クラスは 20 名以下で編成する。

5) 教員及び職員の体制に関する事項

(教員及び職員組織)

(1) 本機関に次の教員及び職員を置く。

①校長

②主任教員

③本務等教員（主任教員を除く。）

④教員（主任教員を含む本務等教員を除く。）

⑤事務統括責任者

⑥生活指導員

(2) 主任教員は本務等教員とする。

(校長)

(3) 校長は本機関の業務全般を統括し、所属する教員及び職員を管理監督する。

(主任教員)

(4) 主任教員は教育課程の編成及び他の教員の指導等を行う。

(本務等教員)

(5) 本務等教員は本機関の日本語教育課程に関する業務を行うことを本務とする常勤の者とする。主任教員以外の本務等教員は、課程の編成会議に参加するなど日本語教育課程の編成や運営に関する職務を行う。

(教員)

(6) 教員は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律第 17 条に規定する登録日本語教員とする。ただし、同法附則第 2 条に規定する経過措置期間中は国が別途定める基準を満たす者とする。本機関が目的とする日本語教育の実現のため、校長、主任教員を含む本務等教員及び他の教員と連携して組織的な教育活動を行う。

(事務統括責任者)

(7) 事務統括責任者は、日本語教育課程の実施に関わる事務処理を統括する責任者としての職務を行う。

(生活指導員)

(8) 生活指導員は、研修生に対し生活に必要な情報の提供や生活上の支援を行う。

6) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

(入学 (研修申込みの審査・研修生の決定))

(1) 協会は、協会が企画する研修並びに受入企業及び海外企業等からの研修の申込みについて審査するため審査委員会を設けるものとする。審査委員会は、理事長の諮問に基づき、研修計画及び研修申込みを審査し、その結果を理事長に答申する。受入研修事業の対象となる研修生は、審査結果の答申に基づいて理事長が決定する。

(出席)

(2) 研修生は、体調不良等止むを得ないときを除き、全ての研修に参加しなければならない。

(退学 (取消・研修打切及び研修生の資格及び費用の償還))

(3) 研修申込が承認された後、研修生が来日せず、又はその他の理由で受入れられなかったときは、受入企業の申請に基づき、その承認は取消される。

(4) 前項の事情が明らかなきときは、受入企業の申請を待たず、取消することができる。

(5) 受入企業が研修申込に際し重要な事実について申告せず、又は虚偽の申告をしたときは、協会は来日時に遡って研修を取消することができる。

(6) 協会は、次の場合、受入企業の申請によらず、これを遡って取消し、又は指定期日以後研修を打切ることができる。

①研修生の能力や意欲が不足し、又は素行や研修態度が不良で、研修を継続しても所期の成果を期待できないとき

②研修生の疾病傷害により研修を継続することが困難なとき

③受入企業又は研修生に協会の名誉と信用を著しく傷つける行為があったとき

④前各号に準ずる事由があったとき

(欠席者の扱い)

(7) 参加コースの総単位数の 3 分の 1 以上を欠席した者は、原則として当該コースを修了したものと認めない。

(転学)

(8) 転学については個別の事情等を考慮して校長が決定する。

(休学 (一時出国))

(9) 研修生は、止むを得ない事由により一時出国しようとするときは、予め協会の承認を得なければならない。

(卒業 (修了等))

(10) 出席率2/3以上且つ全ての科目でC以上の評価を得ていることを修了の要件とする。

7) 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

入学料	設けない。
授業料 (研修分 担金)	3,307,000円 (税込)

費用徴収	研修コース開始日の翌月に研修分担金を受入企業に請求する。 4月開始コースの場合は、5月下旬に各受入企業に請求書を郵送する。
費用の返還	費用の返還は、支払われた研修分担金から研修期間中に発生した実費を差し引いた額を返還する。

8) 賞罰に関する事項

(研修生としての資格の喪失)

(1) 研修生は、次のいずれかに該当したとき、研修生としての資格を喪失する場合がある。

①本規則で定めた事項に違反したとき

②能力や意欲が不足し、又は素行や研修態度が不良で、研修を継続しても所期の成果を期待できないとき

③疾病傷害により研修を継続することが困難なとき

④協会の名誉と信用を著しく傷つける行為があったとき

⑤前各号に準ずる事由があったとき

(2) 研修生は、協会と受入企業の間で受入承認が取消され、又は研修が打切られたときは、自動的に研修生としての資格を喪失する。

(3) 研修生は、第1項若しくは第2項の事由により研修生としての資格を喪失したときは、原則としてそれまでに要した研修及び滞在に係る費用のすべて又はその一部を、受入企業を通じ又は直接協会に返還しなければならない。

9) 寄宿舍に関する事項

(宿舍)

(1) 研修生は、協会又は受入企業が指定又は承認した宿舍に滞在しなければならない。

(2) 研修生は、前項の宿舍以外に宿泊を希望するときは、予め協会の承認を得なければならない。

(3) 研修センターの門限は午後 11 時とし、研修センターに宿泊する研修生は、外出した際はこの門限までに研修センターに戻らなければならない。やむを得ず門限までに研修センターに戻ることができない場合は、事前に研修センターに連絡をしなければならない。

3. 特別の日本語教育課程

1) 教育課程及び授業日時数に関する事項

設置する日本語教育課程について、分野、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」の尺度で示された日本語能力）、授業科目、授業日数、授業時数は以下のとおりとする。

日本語教育課程	仕事のための日本語課程J6Wコース・J13Wコース
分野	就労のための課程
日本語能力目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ A1、A2、B1のうちコース開始時の日本語能力レベル判定試験に基づきクラスごとに個別に定める。 ・ ゼロレベルから始めた場合の日本語能力目標はJ6WではA1レベル、J13WではA2レベルとする。 ・ 認定日本語教育課程の授業科目又はその一部により体系的に編成す

	るものとする。
授業科目	総合会話、文字表記
授業日数	それぞれ6週間、13週間の開講日に相当する日数
授業時数	原則としてそれぞれ150時間程度、360時間程度

2) 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

(修業期間)

(1) 修業期間はJ6Wコースは6週間、J13Wコースは13週間とする。

(学期(実施時期))

(2) 実施時期は4月～3月とする。

(授業を行わない日)

(3) 授業を行わない日は、原則として日曜日、年末年始休業日(12月29日～翌年1月3日まで)とする。

(4) 校長が必要と認めたときは前項の対象日を臨時に変更することができる。また、前項に定める日のほか、校長は別途、授業を行わない日を定めることができる。

3) 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

(学習の評価)

(1) 学習の評価は小テスト等による形成的評価、各レベル終了時に科目ごとに行うパフォーマンス試験、筆記試験、提出された課題等による総括的評価を行う他、自律学習能力を養成するための自己評価を行う。また、設定した評価の内容、基準等は事前に教員・学習者と共有する。

(修了の要件)

(2) 各レベルの修了の要件は出席率 2/3 以上且つ履修する全ての科目で C 以上の評定の成績を得ていることとする。ただし、成績は課程終了時に各科目 A、B、C、D、F の 5 段階で評価する。各評定の基準は、100～90 点=A、89～75 点=B、74～60 点=C、59～45 点=D、44 点以下を F とする。

4) 収容定員に関する事項

認定日本語教育課程に同じ。

5) 教員及び職員の体制に関する事項

認定日本語教育課程に同じ。

6) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

認定日本語教育課程に同じ。

7) 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

(入学料)

(1) 入学料は設けない。

(授業料(研修分担金))

(2) 研修分担金は以下のとおりとする。

①技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業（2026年度）

参加研修コース	企業区分／申請分野別 金額（税込）			
	◆中小企業 （アフリカ以外） ◆中小企業に該当しない 企業（アフリカ）	中小企業 （アフリカ）	中小企業に該当しない企業	
			一般分野	重点分野
J13W	617,000円	377,000円	798,000円	731,000円
J6W	359,000円	219,000円	474,000円	420,000円

②アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業（2026年度）

参加研修コース	企業区分／申請分野別 金額（税込）		
	大企業	中堅・中小企業	公益法人・高等教育機関
J13W	798,000円	731,000円	595,000円
J6W	474,000円	420,000円	343,000円

（費用徴収）

（3）認定日本語教育課程に同じ。

（費用の返還）

（4）認定日本語教育課程に同じ。

8) 賞罰に関する事項

認定日本語教育課程に同じ。

9) 寄宿舍に関する事項

認定日本語教育課程に同じ。

4. 認定外日本語教育課程

1) 教育課程及び授業日時数に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

2) 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

3) 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

4) 収容定員に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

5) 教員及び職員の体制に関する事項

認定日本語教育課程とは異なる教員及び職員の体制で実施する場合がある。

6) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

7) 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項

(入学料)

(1) 入学料は設けない。

(授業料 (受講料) 、費用の徴収、費用の返還)

(2) 企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施する場合は、見積書を提出し、研修実施後に受講料を請求する。受講料の支払方法、支払い期限、キャンセルポリシー、受講料の返還等については案件毎に定めることができるものとし見積書や契約書に記載する。

(3) 公募型で実施するコースについては個別のコースで受講料等を定め、原則として受講前に受講料を請求する。キャンセルポリシー、受講料の返還等については個別のコース毎に定めることができるものとする。

8) 賞罰に関する事項

特に定めはない。

9) 寄宿舎に関する事項

企業、行政機関、教育機関等の依頼や仕様に応じて研修を実施するため、個別の協議や契約等に従うこととする。

附 則 (AOTS25-03-120 令和 8 年 3 月 26 日制定)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(AOTS 日本語教育センター)